

会 議 録		令和 7 年 1 月 20 日 作成	令和 10 年 3 月 末 日 廃 棄
会議名	京都府向日町警察署協議会（令和 6 年度第 3 回）		
開催日	令和 6 年 12 月 16 日（月曜日）		
時 間	午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分までの間（120 分）		
場 所	京都府向日町警察署 講堂		
出席者	榎本会長、田中副会長、伊関委員、六人部委員、中村（知）委員、須山委員 山口委員、谷村委員、山本委員、中村（勝）委員、西小路委員 （欠席 大場委員、岡委員） 計 11 人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長 交通課長、警備課長、広聴係長 計 10 人		
諮 問 事 項	1 災害警備装備資機材の展示、紹介及び実演について 2 交通事故の発生状況、交通規制及び自転車に対する法改正について		
会 議 内 容	1 会長挨拶 司会 副署長 2 署長挨拶 3 協議 司会 会長 諮問事項説明 (1) 災害警備装備資機材の展示、紹介及び実演について～警備係員 (2) 交通事故の発生状況、交通規制及び自転車に対する法改正について ～交通課長		
	【委員】自転車の罰則に年齢は関係あるのか。 身分証を持っていなかった場合はどのように確認するのか。 【警察】罰則が適用される年齢は 14 歳以上であり、14 歳未満は適用されない。 例えば、14 歳未満の少年が違反をした場合、指導や注意などを促すことになる。身分証を持っていない場合、保護者に連絡を取って身分確認をすることになる。 【委員】自転車の飲酒運転についてだが、飲酒しても自転車を押して帰れば大丈夫なのか。 【警察】大丈夫である。 【委員】近所には神川中学校、羽東師小学校がある。この付近は狭い道路であるがスピードを出して走っている車、バイクをよく見掛ける。 30 キロ規制はできるのか。		

会 議
内 容

【警察】現場を確認しないと分からないが、学校の近くであることから、今後、生活道路における法定速度に関する法改正を受け、ゆくゆくは30キロ規制となると思料される。

【委員】信号の点灯時間は交通量によって決まるのか。

【警察】交通量も含め、様々な要因を検討して決まる。

【委員】店で飲酒して酒気帯びで自転車に乗っていて警察に捕まった場合、飲酒した店に対して罰則があるのか。

【警察】違反者が自転車に乗ることが分かっている状態で酒類を提供すれば、酒類提供罪として捜査することとなる。

【委員】高校生がお婆さんをひいて亡くなった事故が報道され大きな問題となっている。

【警察】過失運転致死罪、重過失致死罪は刑法罰の対象となる。

自転車同士の事故や自転車歩行者の事故が多発しており、取締りを強化している。

【委員】災害についての質問だが、派遣されるのは1回につきどれ位の期間か。

【警察】広域緊急援助隊が派遣されるが、期間は様々である。

発生直後から現場に派遣され、発生の翌日には現地に行っている。

【委員】災害現場に行かれてどのような苦労があったか教えていただきたい。

【警察】人命救助についてであるが、派遣期間内に救助や発見ができなかったことなど、悔しい思い、辛い思いをしている。

【委員】規制要望については、個人からの要望がいいのか、あるいは組織からの要望がいいのか。

【警察】要望をいただいた時点で全て調査するため、個人からも組織からでも構わない。

【委員】京都外環状線で、バリバリと音を立てて走るバイクをしょっちゅう見掛ける。近所の住民から苦情が出ているが、向日町署は把握しているのか。

【警察】最近は少なくなってきているが、一部走っていることは把握している。

交通取締りの際、その場で確保してマフラー音等を確認し、交通違反に該当すれば反則通告制度にのっとり切符処理をする。

【委員】以前、大山崎町で小学生の児童が車と接触する事故があり、PTAから信号機設置要望が上がっている。

信号機は設置できないと聞いており、今も横断用の旗を設ける対策にとどまっている。

【警察】2年前のことで今把握できていないが、当時、お話をいただいて、信号機の設置はできないという回答をさせていただいているのではないかと思います。

当時の回答状況を確認し、後日、回答させていただく。

4 事務連絡

令和6年度向日町警察署協議会第4回会議は、令和7年2月に実施予定である。

以上

第3回京都府向日町警察署協議会の開催状況

